

情 報 本 部 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
品 名 又は 件 名	輸送業務情報システムの借上	D I H - L S - 2 6 1 0 0
		大 臣 承 認 令和 年 月 日
		作 成 令和 8 年 7 月 2 4 日
		改 正 令和 年 月 日
		作 成 令和 年 月 日
		情 報 本 部 総 務 部

1. 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部（以下、“官側”という。）で使用する輸送業務情報システムの機器（スマートフォン）及び通信回線の借上について規定する。

1.2 用語及び定義など

1.2.1 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、**GLT-CG-Z000001**による。

1.2.2 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログ等によって明確にされているものをいう。

1.2.3 カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書等に定める内容が、この仕様書に定める内容と異なる場合には、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

1.3.1 引用文書

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律〔法律第36号(3.5.19)〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号(31.1.9)〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装プ武第188号(31.1.9)〕

1.3.2 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）〔装官庁第7225号(31.3.29)〕

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）〔防整情(事)第 229 号（5. 6. 28）〕
 秘密保全に関する訓令〔防衛省訓令 266 号(6. 6. 27)〕
 情報本部の情報保証に関する達〔情報本部達第 134 号(5. 6. 29)〕
 情報本部の監督・検査実施要領について（通知）〔情本第 25 号(3. 1. 14)〕
 防衛省所管物品管理取扱規則〔防衛省訓第 87 号(7. 3. 31)〕

2. 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

- a) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の第 6 条及び第 7 条並びにそれに基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づいた製品を可能な限り導入すること。
- b) 借上機器（スマートフォン）は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）及び情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、当該情報システムにおいて不正プログラムの埋め込み、情報の搾取、不正機能の組込み等が行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。
- c) IT 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT—CG—Z000009 の 2.1 による。
- d) この仕様書で規定していない事項は、製造者が規定する仕様書及び社内規格並びに商習慣による。

2.2 品名、カタログ製品名及び数量

品名、カタログ製品名及び数量は、表 1 による。

表 1-品名、カタログ製品名等、単位及び数量

品 名	カタログ製品名	単 位	数 量
スマートフォン	APPLE iPhone SE3 以上 SHARP SH-52F 以上 または同等以上のもの（他社の製品を含む。）	台	5
注 記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。			

2.3 通信回線等

2.3.1 料金プラン

使用料金プランは、次の条件を満たす料金体系の中で、定額料金プランとする。また、データ量超過後は、速度制限により追加料金なしで使用可能なこと。

- a) 音声通話 5 分／月以内の音声通話が定額で無料であること。
- b) データ通信 5 GB／月のデータ通信が定額であること。
- c) 通話明細サービス 1 回線毎の通話時間及びデータ通信使用量の明細を提示すること。

2.4 性能等

性能等は、次による。

- a) 回 線 5 回線

- b) **仕 様** 音声通話，テレビ通話，電子メール，GPS機能，Wi-Fi機能を有し，インターネットの常時接続が可能であり，SDカード等の外部記憶媒体が添付されていないこと。
- c) **OS** iOS又はAndroidであり，最新のバージョンであること。
- d) **回線速度** 5G回線速度以上の規格対応であること。
- e) **画面サイズ** 7インチ未満であること。
- f) **追加機能**
 - 1) 遠隔操作で，管理者による使用制限及びデータ消去ができること。
 - 2) ウイルス対策ソフトがインストールされていること。
 - 3) WEB閲覧及びアプリケーションソフトのインストールについて，管理者によるフィルタリング等制限が可能であること。

2.5 借上期間

令和8年11月1日～令和9年3月31日

2.6 引渡し場所

防衛省情報本部総務部（東京都新宿区市谷本村町5-1）

2.7 引渡し・返却

引渡し・返却は，郵送又は宅配，直接手渡しによるほか，次による。

- a) **引渡し** 契約相手方は，防衛省情報本部総務部に送付する。細部は，官側との調整による。
- b) **返 却** 官側は，契約（借上）期間終了後，契約相手方に送付する。返却に必要な送付状などは，契約相手方が準備し，引渡し時に同封するものとする。返却に必要な費用は契約相手方の負担とする。細部は，官側との調整による。

3. 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は，支出負担行為担当官が定める監督・検査実施要領による。

4. 出荷条件

4.1 包装等

- a) 端末の事前設定等のキッティング作業を付加すること。
- b) **表2- 附属品に示す画面保護シートを貼付して，引渡しすること。**
- c) 包装は，商慣習による。

4.2 附属品

附属品は，**表2**によるものとし，数量は，標準添付品を含むものとする。

表2 - 附属品

品 名	数 量	注 記
充電器（充電ケーブル含む）	5	1台につき1個
画面保護シート（フィルム）	5	1台につき1枚
格納用袋	5	1台につき1袋

4.3 秘密保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

5. 提出書類

提出書類は、表3のとおりとする。

表 3 - 提出書類

提出書類	媒体形式	部数	提出時期	提出先
借上機器一覧表	紙	1 部	引渡し時	情報本部 総務部
通信・通話明細書	紙	端末 ごと 1 部	月締めごと	情報本部 総務部

6. その他の指示

6.1 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行において、第三者がもつ知的財産権を侵害することのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- b) 契約の相手方が、前項の必要な措置を講じなかったことにより、第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担するものとする。また、契約の相手方が、前項の必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は、契約の相手方に対してその損害につき賠償を請求することができる。
- c) 本契約の履行において著作権が発生する場合、その権利は、次による。ただし、官側は、提出された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、翻訳、複製及び貸与することができる。
 - 1) 提出書類に関する著作権は、官側に帰属するものとする。また、契約の相手方は提出書類に関する著作者人格権を行使しないものとする。
 - 2) 前項に関わらず、提出書類に契約の相手方が既に著作権を保有しているものの著作権については、この限りではない。
 - 3) 提出書類に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合には、契約の相手方が当該著作権の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- d) 契約の相手方は、知的財産権の帰属等に関し疑義が発生した場合、その都度、官側と協議をして解決する。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けるものとする。

6.2 再委託

再委託は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**別添「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」に基づくものとし、必要な手続きを実施するものとする。

6.3 その他

- a) 借上機器の通常使用の場合の故障に対して、借上げ日から起算して契約期間満了日までは無償で修理又は同一機種に交換すること。
- b) **2.5** に示す契約（借上）期間満了時以外に解約となった場合については、付加的な費用が発生しないこと。
- c) 請求書等の新たな書類作成時の発行手数料等の付加的な費用が発生しないこと。
- d) この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。